

別記(1)

款項事項

- 一 今迄、固定給六圓ヲ十五圓ニサレタシ
- 一 毎日、取費責任額ヲ八圓ニサレタシ
- 一 労働時間、朝八時ヨリ晚八時迄ニサレタシ
- 一 賣上歩合ハ賣上ケノ三分ニサレタシ
- 一 毎日晝晩ニ食代ニ四十錢支給サレタシ
- 一 物品年償ハ原價ニサレタシ
- 一 雨具一切ヲ完備サレタシ

十月二十七日

店主 敬

未廣用品部店員一同

別記(2)

覺書

今般未廣用品部店主對従業員ノ紛争ハ左ノ條件ヲ以テ圓滿解決ニタル
 一 付キ後日、為メ覺書三通ヲ作成シ各当事者一冊ヅ、保持スルモノトス
 本覺書ハ昭和九年十月二十七日ヨリ實施ス

- 一 在米ノ固定給六圓ヨリ二圓地値上シ金八圓トス
- 一 但シ島田君ハ一圓値上
- 一 毎日、取費責任額ハ十五圓ヲ十圓ニ低下ス
- 一 但シ右十圓ニハ味ノ素代金及御年玉ノ三分ノ一ヲ計算ス
- 一 労働時間ハ朝八時ヨリ晚八時迄トス
- 一 賣上歩合ハ賣上金ノ三分トス
- 一 但シ味ノ素ハ従来通り
- 一 毎日晝晩ニ食代トシテ四拾錢也支給ス
- 一 雨具ハ台初長靴等々一切ヲ完備ス
- 一 各人ノ商函箱及鍵ヲ支給ス